

久高小中学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月策定

平成 28 年 2 月改訂

※いじめ防止対策推進法(以下いじめ防止法)第 13 条によりいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、被害者の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがある。
全ての児童生徒がいじめを行わず、またはいじめを放置することがないように、いじめ問題に関する児童生徒の理解を深めることを目的とする。

2 いじめの定義(いじめ防止法第 2 条には、いじめの定義が次の通り規定されている。)

いじめとは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。

3 基本方針

- (1) 教育活動全体を通して、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。
- (2) 全職員協力体制のもと、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (3) いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取り組みを行う。
- (4) 全職員の共通理解のもと、生徒指導と教育相談体制の充実を図る。
- (5) 他機関とも連携し、情報交換を密にしながら児童生徒の支援体制の充実を図る。

● 本校の現状

様々な悩みを抱えた児童・生徒を抱える中、全職員が一体となって生徒指導・教育相談の充実にむけて取り組んでいる。スクールカウンセラー・教育相談委員の活用として、小中合同教育相談委員会において、小中児童生徒の情報交換や指導の流れを共有し対応策など検討する際に、確認事項を共有・連携し必要に応じて助言をもらっている。また、定期的に全児童生徒への面談も実施している。各学級担任においては、QUテストの実施および分析、各学期ごとの教育相談月間や日々の教育相談等も実施している。

Ⅱ いじめ防止等の対策

1 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を行うようにする。
- ② 児童生徒に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について取り上げ「いじめは人間として絶対として許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するようにする。
- ③ 何がいじめなのか具体的に列挙し、目につく場所に掲示して、常日頃から具体的に認識を共有するようにする。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。
- ② 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導

- ① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるように留意して集団づくりを進める。
- ③ 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言を含め、不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長しないよう、注意を払う。
- ④ ストレスを感じた場合に、他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散等、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 障がい（発達障がいを含む）や性的指向（LGBT）や家庭環境等の「違い」について理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる指導、支援に留意し、自己有用感を高める。
- ② 学校、家庭、地域で、幅広く他人から認められているという思いを得られるよう工夫する。

2 いじめの早期発見にむけての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で関わり、いじめの積極的な発見に取り組む。

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。また、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② 児童生徒及び保護者、職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。また、教育相談で得た児童生徒の個人情報、学年・学校全体で共有し適切に管理する。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

3 いじめの早期解決にむけての取組

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めるとともに、早めの段階から関わりを持ち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、一人で抱え込まず、小中部会及び「教育相談委員会」で情報を共有する。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、小中部会を中心に「教育相談委員会」と連携して、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実、有無の確認を行う。
- ④ いじめの事実、確認の結果は、校長が責任を持って南城市教育委員会に報告し、小中部会又は「教育相談委員会」より、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、学校は関係機関、(県(市)教育委員会、児相、警察署、)に通報し、援助を求める。

(2) いじめられた児童生徒とその保護者への対応

- ① いじめられている児童生徒の自尊感情を高めるよう留意しながら、事実関係の聞き取りを行う。その際には、児童生徒の個人情報の取り扱いやプライバシーに配慮する。保護者には、家庭訪問等により、速やかに事実関係を伝える。
- ② いじめられた児童生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。スクールカウンセラーなどの協力も得る。
- ④ いじめられた児童生徒が安心して学校生活が送れるように、環境の確保に取り組む。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- ① いじめがあったことが確認された場合には、職員が連携し、スクールカウンセラー、教育相談委員等の協力も得て、組織的な対応でいじめをやめさせ、再発を防止する。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う。個人情報やプライバシーには配慮する。
- ③ いじめた児童生徒の指導は、自らの行為の責任を自覚させ、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、他機関との連携も含め、毅然として対応する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童生徒には、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせる又は誰かに知らせる勇気を持つように伝える。はやしたてるなど同調した児童生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。集団の一員として、互いに尊重し認め合う支持的風土のある集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネットや携帯メールなどを利用したいじめなどは、発見しにくいいため、情報モラル教育を充実、徹底する。保護者へも利用についての理解を求めていく。
- ② 外部講師を招き、安全なインターネットの利用やサイバー犯罪等についての講演会を実施する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止法第 22 条の規定により、本校におけるいじめ防止策に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」として常設の組織（教育相談委員会）を以下の通り置く。

(1) 構成員と委員会の開催

構成員 ・校長 ・教頭 ・生徒指導主任 ・教育相談担当 ・教務主任
・養護教諭 ・教育相談員 ・スクールカウンセラー（必要に応じて）

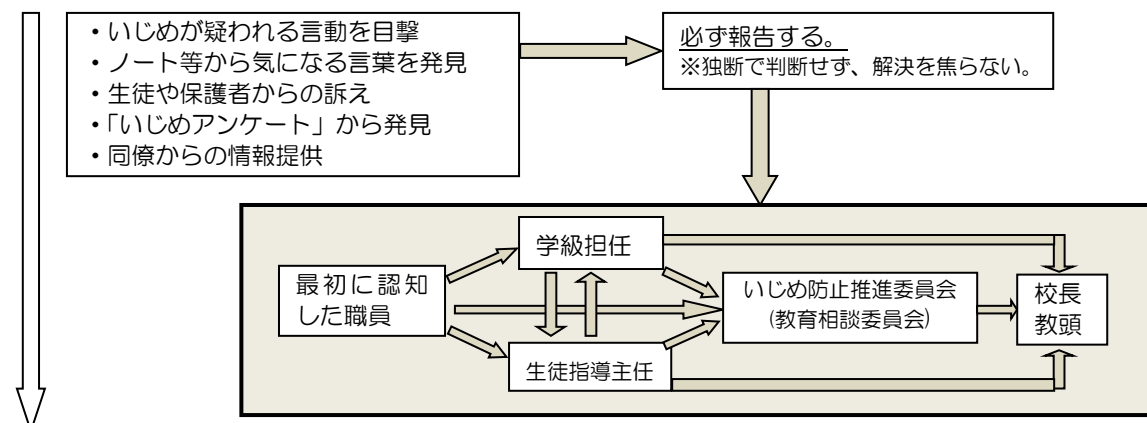
開 催 ・週時程に位置づける（毎週水曜日の 4 校時）。また、臨時的に開催できる。

(2) 役 割

- ① いじめの確認とその判断を行う。組織的にいじめの早期解決に向けて対応する。
- ② いじめの相談や情報を集める。外部からの情報・相談窓口は教頭が努める。その情報等は生徒指導主任とできる限り早く共有する。
- ③ 情報の管理責任者は、教頭が努める。
- ④ 本基本方針の策定及び見直しを行う。

5 いじめの発見から解決まで

①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



②対応する職員体制の確認（編成）

校長、教頭、生徒指導担当、小中教務、担任、当該学年職員、養護教諭、SC、部顧問等
※事案に応じて、柔軟に編成する。

③対応と方針の決定・役割分担

※いじめの様態、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴等の情報を整理する。
※緊急度の確認、「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認する。
※事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。

④事実の究明と支援・指導

※いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
※聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉

- いじめられている児童生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、安心して話せるよう人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の職員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童生徒の保護者へは職員が直接説明する。

〈事情聴取の段階ではしないこと〉

- ▲いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで指導を終えること。
- ▲双方の言い分だけを聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者・加害者・周囲の児童生徒への指導

※被害者、加害者、周囲の児童生徒への対応、保護者や関係機関との連携

6 校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめ防止等のための対策に関する教職員の資質向上に必要な措置計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は、以下の通りである。

- ① 学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- ② いじめの防止の対策と取組
- ③ いじめの早期発見の対策と取組
- ④ いじめへの対処の対策と取組
- ⑤ 組織的体制の構築と機能の対策と取組
- ⑥ 家庭や地域との連携の取組
- ⑦ 関係機関との連携の取組

7 重大事態への対処

いじめ防止法第 28 条の規定により、南城市教育委員会又は本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該南城市委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により島外重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 「重大事態」に該当するいじめとは

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自死を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席すると余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・ 年間 30 日を目安とする
- ・ 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査することが必要

(2) 「重大事態」に対処する組織構成員

構成員 ・ 教育相談委員会のメンバー ・ スクールカウンセラー（県教委に派遣依頼）
 ・ 生徒指導アドバイザー（市教委から派遣依頼） ・ 学校評議員 1 人
 ※ 事案に応じて他の職員も参加

(3) 役割の内容

- ① 重大事態が発生した旨を、学校は南城市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・ 市教育委員会や関係機関に資料を提供し、連携して対応する。
 - ・ いじめられた児童生徒から聴取する。在籍生徒や職員から質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ③ 市教育委員会と相談しながら、事実関係についていじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明し、必要な情報を適宜・適切に提供する。

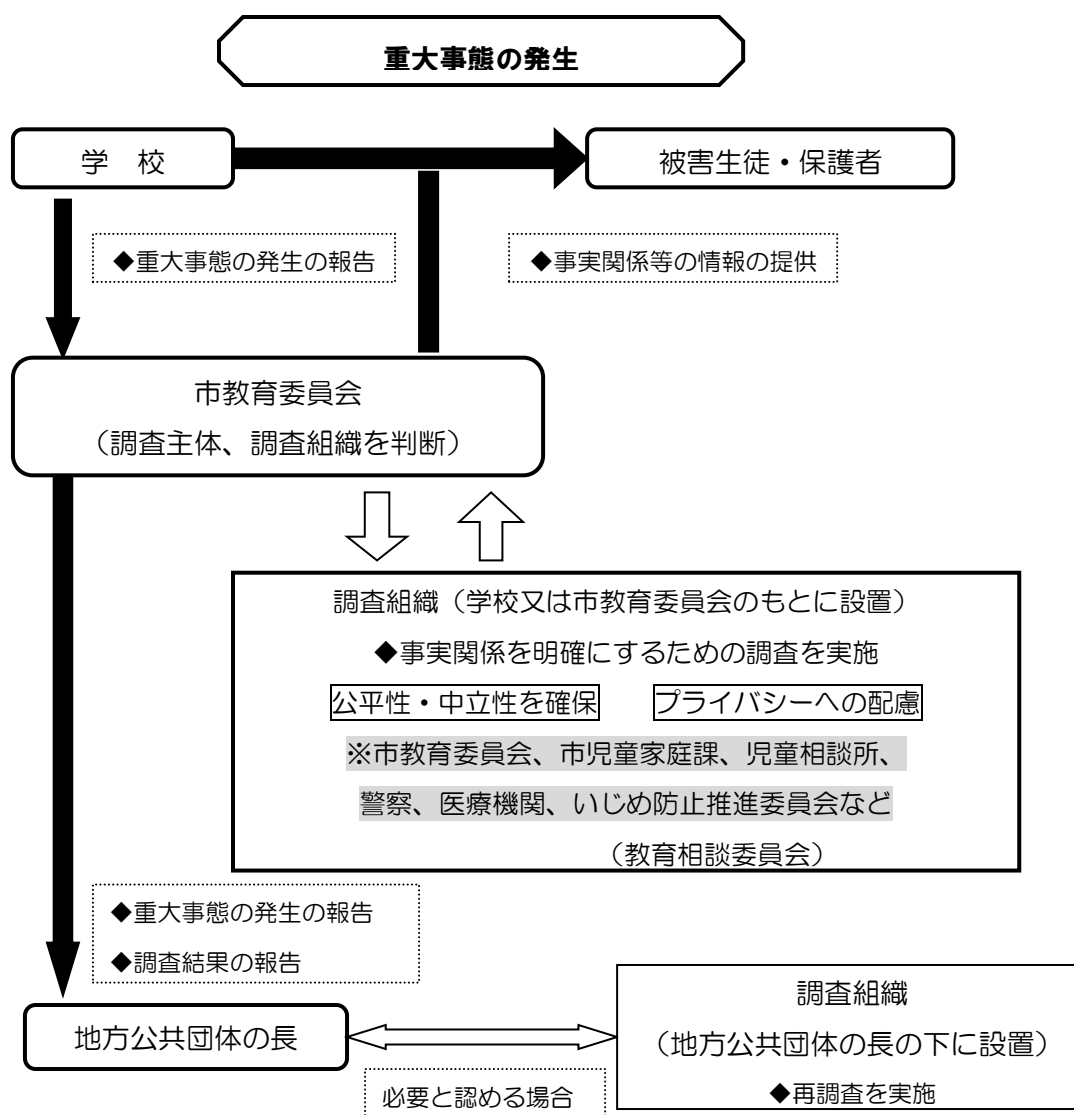
(4) 重大事態発生時の対応



※「いじめ防止推進委員会」を中心に、組織的に対応する。

(教育相談委員会)

- いじめの情報の収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係児童生徒への事実関係の聴取
- 指導や支援の体制・対応方針の決定
- 保護者との連携
- 報道機関への対応



8 地域や家庭、関係機関との連携

児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外問わずいじめの防止及び早期発見に取り組む。生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

- ① 地域や家庭に対して、いじめは重大な人権侵害である、絶対に許されない行為であるという認識を周知、徹底する。
- ② 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通して、児童生徒の状況と対策について協議する。
- ③ 児童相談所や市担当課等と児童生徒の状況や対策等について協議し、連携した支援をする。

9 いじめ対策年間計画 ※いじめに関するアンケートは随時、必要に応じて行う。 □■教職員の活動 ○生徒・保護者の活動

	いじめ対策年間計画	ポイント
4月	☐ 学校間、学年間の情報交換、指導要録の引き継ぎ ☐ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会編成 ☐ いじめゼロ行動宣言の確認 【職員会議】 ☐ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【始業式等】 ☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】 ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	☐ 教育相談月間の実施 ☐ 教育相談事前アンケートの実施と分析 ☐ 教育相談の実施 ☐ 行事（春の遠足、校内陸上等）を通した人間関係づくり ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・児童生徒の係活動、班編制等の場面に留意する。
6月	☐ 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
7月	☐ 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・いじめ対策の点検を行う。
8月	☐ 生徒指導・教育相談に係る研修等への参加 ☐ 夏休み明けの教育相談の実施	・相談技術の向上を図る。 ・児童生徒の変化を確認する。
9月	☐ 教育相談月間の実施 ☐ 教育相談事前アンケートの実施と分析 ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施 ☐ 行事（地区陸上・駅伝大会等）を通した人間関係づくり	・児童生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す。
10月	☐ 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・児童生徒の変化を確認する。
11月	☐ 行事（合唱コンクール等）を通した人間関係づくり ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
12月	☐ 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・いじめ対策の点検を行う。
1月	☐ 冬休み明けの教育相談の実施 ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・児童生徒の変化を確認する。
2月	☐ 教育相談月間の実施 ☐ 教育相談事前アンケートの実施と分析 ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ☒ 学校生活・いじめに関するアンケートの実施	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期である。
3月	☐ 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ☐ 小中の情報連携のための連絡会 ☒ 学校生活アンケートの実施	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備をする。

10 各関係機関との連携

・深刻な事案が発生した時も考慮して、各関係機関との連携を密に行っておく。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談する。	市教育委員会 教育事務所・県教育委員会
・指導方針や解決方法について相談する。 ・生徒児童や保護者への対応方法を相談する。	市教育委員会 市児童家庭課など
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所、警察
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要である。	児童相談所

11 学校評価における3つの視点

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3つの視点を学校評価の項目に加え、適正に取組を評価する。

視点① いじめの未然防止・早期発見の取り組みについて

本校の児童生徒に対する定期的なアンケートや調査の実施状況、学校評価アンケートをもとに生徒及びその保護者がいじめに関わる相談を行うことができる体制作りに取り組めたかを評価する。

視点② いじめに対する指導・対応について

いじめがあった場合の事実確認と教育委員会等への報告状況、いじめを受けた児童生徒へ又は保護者への支援状況、いじめを行った児童生徒への指導状況、いじめを行った児童生徒への指導状況、いじめを行った生徒の保護者に対する助言状況などを評価する。

視点③ いじめに対する組織体制について

いじめ防止推進委員会（教育相談委員会）の活動状況、職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取り組み状況などを検証する。

※「いじめ防止法」 平成 25 年 6 月 21 日成立 9 月 28 日施行

第 13 条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。